

第594回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和8年1月9日(金) 16:00～18:00

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第594回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。また、岩船委員は遅れての参加となっております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話しがあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題1「レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料3を御覧ください。「レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について」ということでございます。

(趣旨)でございますけれども、レベニューキャップ制度の審査や制度設計等を行っている料金制度専門会合におきまして、昨今の状況を踏まえ、レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関して制度見直しを行うべき事項について取りまとめが行われたため、その内容を御報告し、当該報告を踏まえまして、経済産業大臣に対して経済産業省令等の改正を建議することについて御審議をいただきたいということで

ございます。

経緯でございます。(1)これまでの状況でございますけれども、電気の託送料金については、2023年度より送配電事業者の投資の予見性確保や効率化インセンティブ付与の観点から、レベニューキャップ制度が導入されております。レベニューキャップ制度では、全国10社の一般送配電事業者が5年間ごとに事業計画の実施に必要な費用総額、レベニューキャップについて経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で託送料金単価を設定しているということでございます。

このレベニューキャップ制度の制度検討が行われた2021年時点において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み分の原価算入を認めるかどうかということについても議論されたのですが、その際には検討当時の物価変動が実態として極めて小幅であること等を踏まえ、まず第1規制期間においては原価算入を認めないことと整理され、今後については、引き続き実績推移等も確認しながら検討を行っていくとされておりました。

一方で、その後、人件費、物価関連指標が急激に上昇し、さらに事業者は金利上昇に伴う支払い利息の増加にも直面しているという状況でございます。

2023年度及び2024年度のレベニューキャップ制度の期中評価におきましても、一般送配電事業者各社において、物価等の上昇や金利の上昇の影響が顕在化している状況が確認されたということでございまして、このような状況が継続する場合、今後、一般送配電事業者は継続的かつ安定的な事業運営や取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX、DXの推進に支障を来すことが懸念されるということでございます。

35行目以降ですが、料金制度専門会合における直近の議論の状況ということでございまして、2025年4月の第65回料金制度専門会合において、送配電網協議会より、2023年度の物価等上昇の影響に関する報告があったこと等を踏まえまして、同年5月に開催された第66回料金制度専門会合において、レベニューキャップ制度における物価等上昇の取扱いに関する議論を開始しました。

同年10月に開催された第70回料金制度専門会合では、送配電網協議会がプレゼンテーションを行い、物価等上昇の影響や今後の見通しについて説明を受けました。その結果、2024年度の物価等上昇の費用額ベースの影響額は、10社合計で1,749億円となっていることが判明しております。また、物価変動や支払い利息の影響は後年度にかけてさらに拡大する見通しであり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢であるといった報告を

受けております。

上記を踏まえまして、同年10月及び12月に開催された第70回及び第72回料金制度専門会合において、第1規制期間における制度措置について具体的な検討を行いました。送配電網協議会による試算等を踏まえ、可能な限り実態に即した制度とする観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等に資する観点での検討を行い、以下2.のとおり取りまとめを行ったところでございます。

2. 第1規制期間における制度措置の内容でございます。まず、物価等上昇につきましては、対象年度は2026、2027年度の2年とする。

②制度措置の対象とする投資量については、制度措置に当たり、各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量の実績値とする。

③収入の見通しへの算入については、翌規制期間における参入を基本とするが、規制期間中における参入も可能とする。

④制度措置の対象とする費用項目については、事後検証費用、控除収益、制御不能費用を除く第1区分費用、第2区分費用、第3区分費用、次世代投資費用を対象とする。ただし、廃炉等負担金等の物価等の変動影響を受けない項目を除くということになります。

また、⑤影響額算定の基準年度は2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映する。

⑥適用する客観的な公表指標として、費用項目に対しては総務省が公表する消費者物価指数（総合）を、投資項目に対しては国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（電力）を適用するということでございます。

また、事業報酬でございますけれども、⑦対象年度は2026、2027年度の2年とすること。また、事業報酬率の算出に用いる公社債利回り実績率を対象年度それぞれの直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は上記③と同様ということでございます。

本件については、本委員会にて御了解いただければ、資料3-1のとおり経済産業大臣に建議することとしたいと考えてございまして、3-1が建議案でございますけれども、先ほど申し上げた制度措置の内容を文字に落としているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明内容につきまして、御質問、御意見がありま

したらお願いいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御質問、御意見がないようですので、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案ができ次第お送りいたしますので、御確認のほど、よろしく  
お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——